

安倍総理大臣とプーチン大統領の会談実績

【第1次政権】

- ① 2006年11月18日 於ハノイ（APEC）
- ② 2007年6月7日 於ハイリンゲダム（G8）
- ③ 2007年9月8日 於シドニー（APEC）

【第2次政権】

- ④ 2013年4月29日 於モスクワ（総理訪露）
- ⑤ 2013年6月17日 於ロック・アーン（G8）
- ⑥ 2013年9月5日 於サンクトペテルブ（G20）
- ⑦ 2013年10月7日 於バリ（APEC）
- ⑧ 2014年2月8日 於ソチ（冬季五輪開会式）
- ⑨ 2014年10月17日 於ミラノ（ASEM）
- ⑩ 2014年11月9日 於北京（APEC）
- ⑪ 2015年9月28日 於ニューヨーク（国連総会）
- ⑫ 2015年11月15日 於アンタルヤ（G20）
- ⑬ 2016年5月6日 於ソチ
- ⑭ 2016年9月2日 於ウラジオストク（東方経済フォーラム）
- ⑮ 2016年11月19日 於リマ（APEC）
- 2016年11月22日 **国後島と択捉島でロシア軍による地対艦ミサイル配備完了が公表**
- ⑯ 2016年12月15日 於山口，東京

メドヴェージェフ・ロシア連邦首相の国後島訪問に対する決議

七月三日にロシア連邦のメドヴェージェフ首相が北方領土の国後島を訪問した。大統領としては平成二十二年十一月に同じく国後島を訪問しており、今回で二度目である。

六月の野田首相とプーチン大統領との日口首脳会談においては、北方領土問題についての交渉の「再活性化」と「静かな環境で協議する」ことを合意したばかりではなかったのか。

わずか半月後のメドヴェージェフ首相の国後島訪問は、この両首脳の努力を一方向的に破棄する暴挙であり、わが国民の感情を傷つける行為は断じて容認できない。

わが党はメドヴェージェフ首相の国後島訪問を受け、日本の領土と主権を守るため、政府が以下の対応を毅然として行うことを強く求める。

記

一、メドヴェージェフ首相の国後島訪問に関して、わが国政府の対応は外務次官が駐日ロシア大使を呼び、遺憾の意を表明したに過ぎない。事の重大性に鑑み、外務大臣による抗議声明を出し、国家として意思を明確に示すこと。

二、このような事態に至ったロシア政府の目的等を把握するため、駐ロシア日本国大使を呼び事情を聴取すること。

三、メドヴェージェフ首相のみならず、ロシア政府高官、議会要人の中に歴史的事実に反する事を公然と主張する者がいるが、これらの発言に対して、政府は適宜明確に反駁すること。

四、予定されている外務大臣のロシア訪問については、状況の改善があるまで見合わせる事。

五、ロシアで開催されるAPECへの野田首相の参加については、状況を踏まえつつ再検討すること。

六、民主党政権は北方領土の状態をロシアによる「不法占拠」と表現しないなど、表立った抗議を避けており、これがロシア側への誤ったメッセージとなっている。政府は対ロシア外交の在り方を再考すべきである。

以上、決議する

平成二十四年七月四日

自由民主党政務調査会 外交部会

領土に関する特命委員会

日ソ・日露間の主な合意文書と当時の首脳

鳩山一郎
首相

1956年10月

日ソ共同宣言

ブルガーニン
首相

海部俊樹
首相

1991年4月

日ソ共同声明

ゴルバチョフ
大統領

細川護熙
首相

1993年10月

東京宣言

エリツイン
大統領

小渕恵三
首相

1998年11月

モスクワ宣言

エリツイン
大統領

森喜朗
首相

2001年3月

イルクーツク声明

プーチン
大統領

今回

2016年12月

プレス向け声明

プレス向け声明

- 1 安倍晋三日本国総理大臣及びV. V. プーチン・ロシア連邦大統領は、2016年12月15日ー16日に長門市及び東京で行われた交渉において、択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島における日本とロシアによる共同経済活動に関する協議を開始することが、平和条約の締結に向けた重要な一歩になり得るということに関して、相互理解に達した。かかる協力は、両国間の関係の全般的な発展、信頼と協力の雰囲気醸成、関係を質的に新たな水準に引き上げることに資するものである。
- 2 安倍晋三日本国総理大臣及びV. V. プーチン・ロシア連邦大統領は、関係省庁に、漁業、海面養殖、観光、医療、環境その他の分野を含み得る、上記1に言及された共同経済活動の条件、形態及び分野の調整の諸問題について協議を開始するよう指示する。
- 3 日露双方は、その協議において、経済的に意義のあるプロジェクトの形成に努める。調整された経済活動の分野に応じ、そのための国際約束の締結を含むその実施のための然るべき法的基盤の諸問題が検討される。
- 4 日露双方は、この声明及びこの声明に基づき達成される共同経済活動の調整に関するいかなる合意も、また共同経済活動の実施も、平和条約問題に関する日本国及びロシア連邦の立場を害するものではないことに立脚する。
- 5 両首脳は、上記の諸島における共同経済活動に関する交渉を進めることに合意し、また、平和条約問題を解決する自らの真摯な決意を表明した。